

新たに
指定された

特定外来生物を 飼っていませんか？



ハナガメ



ナガエモウセンゴケ



オオタナゴ

平成 29 年 3 月 31 日 手続き 締切 !!



スウィンホーキノボリトカゲ



アジアジムグリガエル

新たに指定された特定外来生物

は虫類	ハナガメ、スウィンホーキノボリトカゲ、ハナガメ×[ニホンイシガメ・ミナミイシガメ・クサガメ]の交雑種
両生類	ジョンストンコヤスガエル、オンシツガエル、アジアジムグリガエル、ヘリグロヒキガエル
魚類	オオタナゴ、コウライギギ、ブラウンブルヘッド、フラットヘッドキヤットフィッシュ、ヨーロッパナマズ、カワカマス(パイク)科の全種、カワカマス(パイク)科に属する種間の交雑種、ガンブスィア・ホルブプロオキ、ラウンドゴビー、ナイルパーチ、ホワイパーチ、ラッフ
植物	ツルヒヨドリ、ナガエモウセンゴケ、ビーチグラス

Photo by:スウィンホーキノボリトカゲ©木寺法子 他©自然環境研究センター

▼どうして許可が必要になるの？

外来生物法に基づく規制の対象(特定外来生物)となりました。平成28年10月から、飼養(飼育)には許可が必要です。

▼今まで通り飼うことができるの？

許可を受ければ飼い続けることができます。寿命を迎えるまで大切に飼ってください。

▼手続きするにはどうしたらいいの？

申請書に必要事項を記入し、必要な添付書類を添えて最寄りの環境省地方環境事務所へ郵送してください。申請書類は環境省のウェブサイトからダウンロードできます。

▼手続きには費用がかかるの？

申請や許可に費用はかかりません。但し書類郵送時の切手代は申請者がご負担ください。

▼いつまでに手続きをすればいいの？

平成29年3月(規制開始から6ヶ月以内)までに、申請書類を提出してください。ご不明・ご心配の点は、環境省の各地方環境事務所 野生生物課にご相談ください。

ご注意

- ▶ 許可を受けずに飼育・他人への譲渡し等を行うことは違法行為です。
- ▶ 野外に放すことは違法行為です。
- ▶ 違法行為には罰則・罰金が科されます。絶対におやめください。

お問い合わせ

